

硫化水素測定器保守点検整備 仕 様 書

京都市上下水道局下水道部管理課

硫化水素測定器保守点検整備仕様書

京都市上下水道局（以下「甲」という。）と保守管理受託業者（以下「乙」という。）は、京都市上下水道局契約規定並びに本仕様書を遵守しなければならない。

本委託は、硫化水素測定器保守点検を実施することにより、故障等を未然に防ぎ、常時正常な状態で使用し得ることを目的とする。

1. 契約期間

契約決定後から60日間とする。

2. 契約場所

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局 下水道部 管理課

3. 機種及び台数

GHS-8AT(センサー濃度0～500ppm) × 2台

4. 点検等項目

GHS-8AT

- ・電池端子 ・電池室 ・電池蓋 ・硫化水素フィルター(センサー濃度0～500ppm)
- ・センサーフィルター ・ボリューム ・コネクタ
- ・ランプ ・メイン回路 ・外観パーツ ・内観パーツ

※ 外観検査・内観検査・電池の状態・製品仕様に基づいた基本動作チェック・センサーの状態（交換の有無）・センサフィルターやテフロンフィルター（消耗部品）・部品交換をした後の各動作チェック・ガス校正を行う。

5. 支払条件

支払いは、一括後払いとする。

6. 提出書類

着手時（着手届・工程表） 1部

完成時（完成届・請求書） 1部

7. 業務の再委託等

乙は、本件業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせ
てはならない。なお、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする
ときは、あらかじめ書面により、甲の承諾を得なければならない。

8. 本仕様書に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

硫化水素測定器保守点検整備 内訳書

名 称	形状・寸法	数量	単位	金 額	備 考
硫化水素測定器 保守点検整備	仕様書のとおり (諸経費を含む)	1	式		GHS－8AT 2台
小計 価格					
消費税及び 地方消費税相当額					
総計					